

公益財団法人えひめ臓器移植推進財団賛助会員規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、公益財団法人えひめ臓器移植推進財団（以下「財団」という。）の事業を円滑に推進するため、賛助会員（以下「会員」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(会 員)

第2条 財団の事業に賛同し、継続的に財団を支援する意思を有するものは、別に定める申請書を財団に提出することにより、会員になることができる。

(会 費)

第3条 会員は、次の会費を納入しなければならない。

- (1) 法人（人格なき社団、財団を含む。）会員 年額 10,000 円以上
- (2) 個人会員 年額 1,000 円以上

(会費の納入)

第4条 会員となったものは、会員となった月の属する年度分の会費をその年度内に納入しなければならない。ただし、分割納入することができる。

2 会員となった年度以降の年度の会費の納入は、当該年度末までに行わなければならない。ただし、分割納入することができる。

(辞 退)

第5条 会員を辞退する場合は、その旨を申し出るとともに、辞退を届け出た月の属する年度分の会費が未納のときは、これを納入しなければならない。

(変 更)

第6条 この規程を変更する場合は、理事会の議決を経なければならない。

附 則

この規程は、昭和64年1月1日から施行する。

附 則（平成26年5月7日改正）

この規程は、平成26年5月7日から施行する。ただし、公益財団法人愛媛腎臓バンクの移行登記の日（平成26年4月1日）から施行の日までに行った事務処理は、この規程に基づき行ったものとみなす。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する

附 則

この規程は、令和6年12月16日から施行する。